事業の紹介（特別区の事務事業の支援 2）

特別区有物件火災共済事業

特別区（東京２３区）が所有する財産（建物や工作物、備品等）の火災や水災等による災害に対し、相互救済による共済事業を実施し、区財政の節減に寄与しています。

本事業は、昭和24年9月に小中学校や区庁舎等が東京都から移譲されたことに伴い、昭和25年2月にこれらの物件を対象に、民間損保よりも低い料率の区有物件火災共済事業として開始しました。

その後、見直しを行いながら、事業の安定的な運営と各区の負担金の削減に取り組んでいます。

災害共済事業の内容

共済の目的物	・建物及び工作物 ・備品・機械・自動車等建物内に収容する動産
共済期間	1年
共済金の給付	民間保険に準じ、原則として比例てん補方式か委託割合条件付実損てん補特約方式により給付額を決定

加入状況

年度	件　数	共済責任額	分担金	返還金
2	17,298件	1兆9,078億円	4,217万円	0
元	17,298件	1兆8,673億円	4,199万円	0
30	16,888件	1兆8,462億円	4,190万円	0

共済金支払状況

年度	給付金		原　因			
	件　数	金　額	火災	落雷	降雹	風災
2	70件	2億3,921万円	0	5	3	62
元	57件	3,844万円	1	4	6	46
30	17件	3,514万円	2	4	9	2